

第1章

ドイモイ初期の開拓移民事業にみるベトナムの「国家と社会」 - 1980年代における「新しい故郷」の建設-

岩井 美佐紀

要約：

本稿は、「社会に浸潤された」国家が「ドイモイを実体化させ、発展の基盤を作る出発点」となった1980年代の開拓移民政策の展開を分析の対象としている。問題関心は、農民が自主的に始めた対策が「国家」に追認され制度化されていく過程がドイモイの契機の一つであるならば、「社会の活力がなぜどのように国家の枠組みに取り込まれていったのか」という点を明らかにする」という点にある。

本稿における重要な成果のひとつとしては、これまでベトナム地域研究者により注目され、議論されることが多かった生産物請負制（1981年）の実施に先立って、開拓移民政策（具体的には政府評議会「CP95決定」〈1980年〉）において生産・生活単位としての「家族」の意義がすでに見直されていたことを証明したことが挙げられる。すなわち、1980年代に拡大した開拓移民事業が「成功」した要因の一つとして、国家が「家族」の重要性を認め、よりきめ細かい具体的支援策に取り込むことで「社会」のニーズを「『発見』し、それを受け止める能力を身につけたこと」であったという結論を見いだしたのである。このことは、「国家」が「社会」を一元的・一方的に支配するのではなく、その要求に応えるのであれば、一定の方向性にしたがって「国家」が「社会」を動員することが可能であることを示唆している。古田が90年代以

降のベトナムの課題とする「社会」への十分な政策遂行能力を有する「強い国家」に向けての萌芽が 1980 年代の開拓移民政策において既に見られたと解釈することができる。

キーワード：

開拓移民事業、政策入植、人口移動、組織的移住、自発的移動、家族、「新しい故郷」

はじめに

ドイモイ下ベトナムにおける国家と社会の関係のあり方について具体的に論じる前に、本章ではドイモイのどの時期に焦点を当て、どのような視点から論じるかについて述べておきたい。

まず、考察時期についてはドイモイ政策が始まり社会が大きく変容する 1980 年代を中心に国家と社会の関係を考察する。なぜならば、1980 年代はベトナムにおける国家と社会の関係が大きく転換した極めて重要な 10 年間であったからである。すなわち、ベトナム戦争中の北部ベトナムで定着した国家の社会主義ビジョンが大きな変更を迫られたのが 1970 年代末であり(古田 [1996 : 56-57])、1990 年代が国家のドイモイ路線を制度化し、発展の第二段階への「深化」の時期であった(古田 [2000:179-180])と捉えられるならば、その間の 1980 年代はいわばドイモイを実体化させ、発展の基盤をつくる出発点であったと考えられる。国民の大半が農民であるベトナムにおける国家と社会の関係の決定的変化は、農業集団化の解体が「下(社会)からのイニシアティブ」によって始まり、国家がそれを政策的に追認したことに見いだせる(古田 [1996]および Kerkvliet [2005:1])。具体的にいえば、1981 年の「生産物請負制」(共産党書記局 100 号指示)の施行は、それ以前から水面下で農民たち自身の創意工夫によって開始されていた「もぐりの請負制」の制度化

によって中央政府が農業集団化という社会主義ビジョンの変更を余儀なくされたことを意味している。従って、本章では農業のドイモイとも呼べる集団化の解体が進行した 1980 年代を考察の対象時期としたい。

次に本章では、国家と社会の関係をどのような問題関心から考察するのかということについて述べたい。本書の序章に示された共通の問題関心に沿って筆者自身のそれを整理すると、農民たちの「もぐりの請負制」が国家によって追認され、社会の活力が国家の枠組みの中で制度化されて引き出されたことをドイモイの契機と捉えるならば、社会の活力がなぜ、どのように国家の枠組みに取り込まれていったのかをという点を明らかにする必要があると考える。換言すれば、ドイモイの焦点は、「社会を包摂しきれなかった」国家が、社会の取り込みのためにどのような政策を打ち出したのか、そしてそれに対し社会はどのように対応したのかという点にある。この点について本章では、農業集団化とともに重要な農業・農村開発戦略であった開発移民事業を中心に考察していく。「生産物請負制」の重要性はこれまで多くの先行研究が指摘したように、集団共有地を各家族に分配し、最終生産物に責任を負わせることによって農業経営を発展させ、生産力を向上させるという点にあった⁽¹⁾。本章では、この農業政策の転換が開拓移民事業の展開とどのように関連していたのかという点についても明らかにしたい。

ベトナムにおける開拓移民政策は、フランス植民地時代からすでに指摘されているように、紅河デルタ農村の過剰労働人口を「新経済区(vung kinh te moi)」と呼ばれるフロンティアに開拓入植させ、農業開発を促進することで食糧増産を達成することを目的としてきた。食糧増産は独立以来ベトナムにとって極めて緊急な課題であった。したがって、開拓移民事業は農業集団化とともに 1960 年から開始されており、特に戦時下で資源および人力の平準化を図るこの 2 つの国家事業は効率よく社会主義建設を進める上で極めて密接な関係にあったといえよう。当時のベトナム国家・政府にとって、農業集団化にせよ、開拓移民事業にせよ、その政策の主な受け皿となるはずの紅河デルタの農民が主体的に協力するか否かが成功の鍵を握る。同地域の農民にと

って、移住するか否かは住み慣れた故郷を離れてでも生活水準の向上が見込めるか否かが肝要だといえよう。本章では紅河デルタでも有数な人口稠密地域であるハイフン省（現ハイズオン、フンイエン省）の開拓移民事業を取り上げ、1980年代の農業集団化の解体と関連させながら国家による社会の活力の取り込みについて考察してみたい。このような開拓移民事業のプロセスを通してドイモイの展開を明らかにすることは、1990年代以降の農民による自発的移動の爆発的増加にみられるような人口動態を理解するうえでも参考になると思われる⁽²⁾。

ドイモイ下の国家と社会の関係を考察するための先行研究としては、本書の序章でも述べられているように、古田とカークフリートの一連の論考がある。古田とカークフリートの論点は必ずしも一致するものではないが、両者を関連させて分類すると以下のような時期区分と政治システムによって理解することが可能である。まずドイモイ以前の国家は「支配的国家」を目指したものの、結局は社会を包摂できなかった時期である。「支配的国家」とは、党・国家が中央から村落・職場の末端レベルまでのあらゆる社会組織を先制的に一元支配するというものである。次にドイモイ開始に至る時期、ドイモイ初期は、古田によれば、国家が社会に浸潤された時期で、カークフリートの解釈では、社会（個人、集団）が非公式のチャンネルを通じて国家のあらゆる組織とそれぞれ交渉しながら相互作用を及ぼしあうという「対話」によって中央政府の政策を「変容」させたと捉えられる（Kerkvliet[2003:31]）。カークフリートは別の著作で、この両者間の不断の「対話」の延長に「もぐりの請負制」が生まれ、集団化の解体、すなわちドイモイに結実したと論じている（Kerkvliet [2005:3]）。最後に、1990年代以降は、古田によれば、社会に追随する国家ではなく、社会の活力を有効に組織しうる「強い国家」の形成が要請される時期で、「動員型コーポラティズム」が構築できるか否かが鍵を握ると捉えられる。このコーポラティズムとは、国家と社会の間に公式チャンネルが形成され、国家と社会の間に双方向的な「協同」関係が結ばれるというものである。これは、吉沢南が論じた国家と農民の「双方に弾力性が

要求される一種の緊張関係」とも類似する⁽³⁾。周知の通り、国家と社会の関係は決して固定的ではありえず、時代と共に常に変化すると同時に、共時的にも様々な局面によってその関係の持ち方が異なってくる。従って、基本的には、どの時代、どの局面に焦点を当てて考察するかによって、上記のどの解釈を適用し議論するかが導き出されるように思われる。

本章では、主にドイモイ移行期の1980年代における国家の開拓移民事業を取り上げ、上記の国家と社会の関係に関する解釈の再検討を試みたい。

第1節 ドイモイ初期の開拓移民政策とその展開

1. ドイモイ以前の開拓移民政策とその限界

(1) 政策の方針

ドイモイ以前の開拓移民政策は、特に開始直後の1960年代前半の時期では共産党中央の誇大キャンペーンの掛け声とは裏腹に、失敗に終わっている(岩井[2006:95])。当時の国家の開拓方針は紅河デルタ農民を山岳地域の開墾に向かわせるには「農業生産合作社(以下、合作社)の力量に依拠することが主要で、国家は積極的に支援する」というものであった⁽⁴⁾。当時の国家ビジョンでは、私的所有を廃絶し、国有化・集団化による社会主義的な生産関係を構築することが目指されたため、農民個人への配慮は極めて低かったといえる。

1963年の首相府31号通達では、開墾地は合作社の「集団所有権」という形の共同所有制がとられ、可能性に応じて「集団開墾社員」に対して、デルタの合作社と同様に、宅地や家庭経済用の自留地2〜3サオ(720〜1,080平方メートル)が保障されると規定された。「主要労働力」2人という基準を満たした世帯であれば申請は可能であり、その構成に明確な規定はなかった。しかしながら、当時の開拓移民政策の基本方針は不慣れな土地での生産が不

安定で、食糧自給もままならないような生活状況では、体力のない老人や乳幼児を伴うべきではないというものであった。そのため、「補助労働力」や「非生産労働力」に分類された老人や子どもは、配給食糧については「主要労働力」の半分とされ、一般農民に貸与される布団や蚊帳などの生活必需品や道具も対象数に入れられないなど、事実上開拓事業の対象者から排除され、郷里に残留せざるをえなかった。規定では、労働年齢を過ぎた老親は郷里の合作社内での軽微な仕事を提供され、食糧が不足した場合は合作社の公益基金の粃米を購入して自らの標準口糧を満たすことが保障され、学齢期の子弟は学費を減免された⁽⁵⁾。

一方、開拓地の新合作社建設資本は全て送り出し側の合作社が自己調達しなければならなかった。例えば、ハーナムニン省（現ナムディン、ニンビン、ハーナム省）ズイティエン県のチャウザン合作社は1975年以降北部山岳地域のホアンリエンソン省（現ホアビン、ソンラー、ライチャウ省）に2カ所の新合作社を建設したが、そのうち一カ所は第2チャウザン合作社と命名された。「新しい故郷に人と財産を等分する」というスローガンの下、開拓農民用の住宅やベッドを作るために郷里の合作社から大工が事前に送り込まれ、また移住する前に家屋の建設費用として1世帯150から200コン（労働点数分を現金換算）が支払われた。その他、入植後から最初の収穫までに必要な6カ月から1年分の食糧が支給され、さらに、生産のための器械、殺虫剤散布器、粃米や穀類なども郷里の合作社から運搬された⁽⁶⁾。

しかし、ほとんどの合作社は自己資金をもたなかったため、中央政府は個々の合作社に対して「貸付(cho vay)」または「前貸し(ung truoc)」という形での支援策を提示した。国家による合作社および社員である農民への「貸付」は送り出し側の地方政府（省・県）を通して実施された。貸付対象項目は交通費、当座の食糧・生活用品、住宅などから生産に必要な資金・役畜にいたるまで多岐に渡り、内容も具体的かつ詳細であった。特に生活物資が不足する場合、炊事に必要な鍋やフライパンは移住後、家族単位ではなく個々の農民が共同生活を営むために貸し出された。例えば、100人の労働力に対し煮

炊き用の鍋またはフライパン3個、200リットルの水瓶2個を標準とするなど、極めて細かい規定が作られた。一方で診療所の運営、助産婦や保健婦などの医療スタッフの人員確保、その報酬は送り出し側の合作社が自己負担しなければならなかった。彼らへの報酬の支払い方法は、農作業に従事する他の合作社社員同様、仕事内容に応じた「労働点数」で評価され、現物（粃米）で報酬が支給された⁽⁷⁾。このようにぎりぎりの労働力による節約的な共同生活をイメージした国家の開拓移民政策には、生産に役に立たず足手まといとなる扶養家族を極力そぎ落とした無味乾燥な社会観が反映されている。

そのため、もともと自己資金の不足する合作社にとってマイナスからの出発は大きな負担となり、開拓地での新合作社建設は遅々として進まなかった。北部地域内に限定され、ベトナム戦争下で推進された国境付近の山岳地域への開拓移民事業は、上記のように借金を抱えてまで家族を離れて未知の土地で定住定耕するだけの魅力をデルタ農民に実感させることはできなかった。したがって北部山岳地域へ入植した農民の意識は、国家の思惑とは別に、定住という方向には向かわず帰郷を前提とした「出稼ぎ」に転化していったようである。タイビン省からタイバック地方へ入植した開拓移民たちの意識をみてみよう。「現地の森には儲かるものがたくさんあるから、一定期間滞在して、すぐ帰郷の申請をすればいい」と判断する農民が続出したと報告されている。このように、定住定耕させたい国家の思惑に対し、農民側は帰郷を前提として入植した者も多く、両者の思惑に大きな隔たりがあったことがわかる（岩井[2006:115]）。しかも、国家の貸付金の大半は回収されずに、結局実効性もない政策ゆえに国家財政を悪化させるだけで、失敗に終わった。

(2) 党・合作社幹部の質

開拓合作社を新しく建設する場合は、主に地元合作社の幹部の一部が推挙されたようである。前述の第2チャウザン合作社の主任は、郷里の合作社の元副主任であった。その他、党員が率先して移民申請書を提出したとされる。このような幹部たちは「骨幹(cot can)」と呼ばれるいわば政治運動の担い手

であった。「骨幹」とは、急進的な土地改革（1953～57年）を実施するにあたり党中央が農村で依拠した貧農・雇農など下層農民を指す。土地改革で中心的役割を果たした「骨幹」たちがなぜ集団化開始まもない時期に集団入植に応じたのだろうか。土地を得たばかりの貧農・雇農たちにとって故郷を離れてまで新天地を目指すメリットは何だったのだろうか。ここではこの点について明らかにすることはできないが、彼らにとって土地改革後に培った営農の経験は貴重だったのではないかと、そして、彼らにとって政策的に誰かの土地を分配されるよりも、自ら開墾して得た土地で新しい生活基盤を築くことが重要だったのではないかと考えられる。このことは、1980年代後半の南部の集団化解体に際し、国家の開拓移民事業に応じた土地なし・零細農民たちの事例から類推することができるように思われる（大野 [1998:26-30]）。

(3) その他の開拓移民パターン

一方、中央政府は当初から出身地と移動先の「2つの故郷(mot chon doi que)」の間を往復する比較的近距离（主に省内移動）の循環型移動型の入植を政策的に容認していた。この移動形式に対する国家の保障内容は、省外遠距離開拓移動に比べると格段に小さかった⁽⁸⁾。「2つの故郷」間の循環型移動は、主に紅河デルタ沿海諸省の開拓事業において頻繁に行われた。大抵の場合、郷里に社会生活の拠点を残したまま入植先ではもっぱら農繁期に営農するというパターンをとり、長距離・定住型移動とは大きく性格が異なっていた。この移動パターンは、先ほど触れた南部の土地なし・零細農民の南部域内（他省）・省内政策移住にも見受けられる⁽⁹⁾。

その他、「編入(xen ke, xen ghep)」と呼ばれる開拓移民形式があった。これはあらかじめ策定された国家計画に沿った移住ではなく、新経済区の既存の合作社へ小グループで参加する形態で、実質的には先に移住している近親者を頼って自発的に移住する個人の社会的ネットワークに基づいていた。ただ、当時このような移動形態も国家計画の枠内で取り扱うことが許され、部分的に国家の補助を受けることができた。「編入」は移動時期や入植先を農民

自身が自由に決定できるという点で、基本的な性格は政策移民と大きく異なる。

2. 1975-80年の変化

表1 ハイフン省からの開拓移住先（1976-1980年）

入植先（省）	世帯数	労働人数	全体人数
クアンニン	2,389	17,823	24,486
ソンラー	591	1,596	3,626
ザライ = コントウム	1,129	13,434	16,601
ドンナイ	110	4,554	4,794
ロンアン	31	2,995	3,058
軍隊・その他農場	294	18,814	19,226
編入	204	657	1,932
合計	4,748	59,873	73,723

出典：[So lao dong tinh Hai Hung:1983:1]

ベトナム戦争が終結し、第4回党大会開催後に始まった第2次5カ年計画（1976-80年）では、北部で定着した農業集団化を南部農村へ適用することが目指されると同時に、北部農村では合作社組織の大規模化、すなわち行政村規模に拡大した一社合作社への統合も進行した。このように農業集団化がそのまま継続する中で、広大に広がる南部フロンティアの農業開拓面積の拡大が開始された。当時の新経済区への開拓移民事業は、合作社単位の入植よりも、むしろ新しい国営農林場の建設が中心であった。そのため立ち上げ・操業に必要な青年労働者を北部から大量に雇用することが推進された。ハイズオン省のある行政村主席が、「開拓移民は基本的に農民の自発性に依拠していたが、唯一この時期村の青年たちが強制的に集団入植に駆り出された」と断じたように⁽¹⁰⁾、南部の国営農林場への青年労働者の徴用が政策的に推進

された。北部農村から徴用された青年労働者は「青年先鋒隊 (thanh nien xung phong)」と呼ばれ、主に軍事義務の一環として 1978 年から集中的に新経済区建設に動員された⁽¹¹⁾。

第 2 次 5 カ年計画期の開拓移民人口の規模は一気に 152 万人に急増したものの、その過半数が近距離の省内移動で、北部から南部への遠距離域外移動は 20 万 6,000 人にしか過ぎず、しかもその大半がドンナイ、ラムドン、ザライ＝コントゥム各省など東南部や中部高原に新しく建設された国営農林場への労働力投入であった⁽¹²⁾。

具体的にハイフン省の事例から見てみよう。表 1 はハイフン省から 1976 年から 1980 年までの第 2 次 5 カ年計画期に新経済区に移住した開拓移民人口を示している。このデータによると、4,748 世帯、労働人数 59,873 人、全体人数 73,723 人に上る⁽¹³⁾。その内、国営農林場への労働徴用が全体人数の 67%、労働人数では 81% を占めており、当時の開拓移民の大半が家族単位ではなく単身の青年労働力で占められていたことが分かる。この時期に建設された 29 カ所の国営農林場の内、ハイフン省が管理機構も含め新しく建設したものが 9 カ所あり、北部では中越戦争の影響で受け入れを開始したクアンニン省⁽¹⁴⁾ の他、南部ではザライ＝コントゥム、ドンナイ、ロンアン各省に「青年先鋒隊」が配属された。中部高原のような乾燥した丘陵地域やメコンデルタのドンタップムオイ（ロンアン省とドンタップ省）と呼ばれる一年の半分が冠水するような低湿地帯での衛生的な水の確保は極めて困難であり、蚊を媒介とするマラリアなど熱帯病の罹患率の高さは生産活動を継続する上での大きな障害となった。一方、新合作社はザライ＝コントゥム省に 12 カ所、クアンニン省に 13 カ所がハイフン省の開拓移民によって建設された。前述したように、新合作社の指導層は主に党員で、郷里の合作社での要職を歴任した幹部で占められたが、「品性が低く、汚職、窃盗、賭博などで腐っており、合作社を捨てて国営農場に走る」など、社員から信任されずに職を解かれたりする幹部が続出した⁽¹⁵⁾。国営農場にしても合作社にしても、幹部が気候・土壌などの条件を知り尽くしていないために適切な生産指導ができなかった

り、農民の労働管理を効率よく行えなかつたりするなど、その能力の低さゆえに、農民が安心して生産に集中できる環境ではなかつた。その結果、表2にみるように、南部3省における合作社、国営農場の定着率は共に極めて低く、大半が故郷の北部農村へ帰郷している。

表2 ハイフン省から国営農場への就労・帰郷状況（1976-1980年）

農場名	入植者数	残留人数	帰郷人数	帰郷率
1) ドンナイ省				
ソンザイ II	1,018	546	472	46.4%
ソンザイ III	871	404	467	53.6%
ソンザイ IV	1,586	670	916	57.8%
トヴック	926	160	766	82.7%
小計	4,401	1,780	2,621	59.6%
2) ロンアン省				
ロンハイ I	1,235	428	807	65.3%
ロンハイ II	1,273	556	727	57.1%
小計	2,508	984	1,534	61.2%
3) ザライ=コントウム省				
ザプラン	889	458	391	44.0%
イアチャム	1,156	780	366	31.7%
ニンドウック	926	350	576	62.2%
イアゾン	1,400	902	598	42.7%
ダクゾア	1,272	407	765	60.1%
イアズン	1,260	610	650	51.6%
小計	6,903	3,507	3,346	48.5%
合計	13,812	6,271	7,501	54.3%

出典：[Ban kinh te moi tinh Hai Hung:1981]および[So lao dong tinh Hai Hung:1983]

南北統一後に南部農村にまで拡大した農業集団化は地元メコンデルタ農民の強硬な抵抗にあい（出井[1989:41-58]）、一方合作社の大規模化が図られた北部農村においても経営不全に陥ったため、共有地の耕作放棄が広範囲に起きるなど、顕著な農民の国家への反逆が見られるようになった。この時期、次々と建設される開拓地の国営農林場や新合作社への強制移住に嫌気がさし、帰郷した農民たちの意識は、耕作放棄で抵抗したデルタ農民と同様、明らかに国家・党への信用喪失と反逆心に満ちていたと考えられる。

3. 「国家と人民が共に行う」－「家族」の意義の再発見

開拓移民政策のドイモイとも呼ぶべきものが 1980 年に政府評議会が公布した「各新経済区建設政策に関する CP 第 95 号決定（以下、CP95 号決定）」であった。この政策が掲げる「国家と人民が共に行う」というスローガンは、1979 年の第 4 期第六回中央委員会総会で共産党が打ち出した国家・集団・個人という「3つの利益の結合」（古田[1996:57-59]）に沿ったものである。すなわち国家（中央から社まで各級行政組織）、集団（合作社）と個人（農民）間の役割分担を明確にし、共に力を合わせることを意味している。このスローガンの含意は、一般的には「民活導入」と捉えられるが、それは裏を返せば、社会（ここでは「個人」）の実情を把握せず合作社に丸投げすることで実現不可能な政策を一方向的に押し付けてきた国家が社会への関わり方を見直し、社会の要求を汲み取った実現可能な共通の課題に向けて歩調を合わせる姿勢に転換したと理解することができる。それまでの開拓移民政策の失敗から国家が学んだ教訓は、農業生産の拡大のために労働力確保のみを追求するならば農民の歓心を買うことはできないということであった。目標値を定めても申請する農民が少ないために計画を大幅に下回ったり、一旦移住しても定着せず帰郷してしまったりしては、開拓移民事業そのものが立ち行かなくなる。どうすれば農民のニーズを充足する事業を展開できるかという観点から政策を改定したのが、CP95 号決定であった。

CP95号決定の最大の特徴は、移民政策実現に向けて協力しあうべき「人民」とは誰なのかをはじめて措定した点である。国家は同決定によって「全ての労働者や家族、特に一人当たりの土地面積が狭く、農外活動を発展させる条件ももたない農村労働力が新経済区に移住し生計を立てられる」具体策を提示することで、一組の夫婦とその子どもを基本的構成要素とする家族を「主要労働力」、「補助労働力」と「非生産労働力」に簡単に分けることが出来ない一つのまとまりのある協働・共住単位として社会の主力に位置づけた。この点は、同政策の1年後に施行された生産物請負制（正式名称「労働チームおよび家族への最終生産物請負制」）を、ある意味で先取りしていたといえよう。すなわち、生産物請負制に1年先立つ開拓移民政策の転換の意味は、生産の前にまず農民を定住させる必要があり、そのためには家族の生活支援対策を講じなければならないと国家がようやく認識を改めたことの現れではないだろうか。

以下、CP95号決定の概要を、それまでの開拓移民政策と比較しながら検討してみたい。

(1) 「貸付」から補助金支給へ公的支援の拡充

化学肥料の購入代金や食糧不足の解消に必要な籾米の購入費用について、従来中央政府は「貸付」や「前貸し」という形で合作社に融資してきたが、CP95号決定では、生産投資資金を「補助(ho tro)」し、その他の開拓関連経費を「公費で賄う(dai tho)」または「手当を支給する(tro cap)」と規定した。すなわち、個々の合作社の自己調達または借金ではなく、公金で開拓移民事業が推進されたことを示している。その内容は、開墾から整地、土地改良など生産投資への補助の他に、託児所や幼稚園、学校または学級、診療所を建設するための社会福祉分野の補助が行われるようになったことからわかるように、生活面全般を重視することによって農民の定住化を図ったためである。換言すれば、国家は初めて「家族」を農業生産・定住生活の基層単位と位置づけることによって、いわば家族の意義を再発見したと解釈することができる。それ故、新しい政策では、これまで同行を許されなかった老人や幼

児の受け入れ体制が国家によってバックアップされるようになったのである⁽¹⁶⁾。

一方、開拓移住を決意した家族に対して、出発前と到着後にそれぞれ受け取ることができる権利が具体的に詳しく規定され、よりきめの細かい配慮が払われるようになったのも大きな変化であろう。これは南部解放以降、北部農民の移動が南北統一鉄道などの長距離の交通手段を必要とするようになり、移動期間も数日かかるようになったことも大きく関係していると思われる。CP95号決定によれば、開拓移民家族は出発前に人数分の交通費と荷物の輸送費を補助された。持ち込める荷物の重量は世帯当たり500～800キロで、また一日分1ドンと決められ道中の食事代も期間中支給された。さらに一人当たり2個の生産器具も支給され、新合作社設立準備のために幹部が先発する場合も本人が支給される生活用品の購入資金などが細かく規定された。到着後、彼らは一世帯あたり20平方メートルから30平方メートルの家屋の建設資材の費用や井戸の掘削や貯水道具を揃える費用などを支給された。さらに、入植直後の1年間は、国家による食糧補助が保障された。一カ月の補助額は、主要労働力一人あたり18キロ、補助労働力同16キロ、その他扶養家族同平均9キロと定められた。

(2)開拓移民を促す諸要素と1980年代の移住規模

このCP95号決定のもうひとつのインセンティブは、家族副業経営を奨励するために集団経営地以外に社員家族に1,500平方メートルを分配し、宅地に付属する菜園での栽培や家畜飼育を家族で担当できるようにしたことである。開拓地に移住した社員世帯に割り当てられた自留地が2～3サオであった従来の政策と比較すれば、新政策後の農民は約2倍もの土地専有を許されたことになる。家族が揃って生活するという充足感と副業用経営地の拡大というインセンティブは、生活水準の向上を希求する人口稠密な紅河デルタの一般の中核農民を引きつけ、彼らを移住に駆り立てる決定的な要因と考えられる。さらに、生産物請負制施行後、編入による個人の開拓移民の促進

策（税制面の優遇）を打ち出した「政府評議会第 254 号決定（1981/6/16）」⁽¹⁷⁾が公布されるなど、より広範な農民を開拓事業に結集させるための弾力的な政策が実施された。

また、開拓地に同行する幹部へのインセンティブも開拓移民事業を大幅に促進した。200 ヘクタール規模の新合作社に対して、建設後 3 年間は合作社幹部の手当を国家が保障する規定が加わった。手当支給対象幹部は 7 名で、主任など管理委員会メンバーの他、診療所、幼稚園、託児所スタッフなども含まれた。このような規定は、それまでの開拓移民事業に「質が悪く、合作社管理の面で劣っていた」幹部が多数参加したため農民の信頼を得られなかったことに対する改善点である。さらに、行政村幹部が労働徴用に応じて新経済区へ移住する場合、到着後 2 年間は継続的に手当を支給されたり、自身の出身村の農民を開拓地へと送り届ける任務のために推挙された場合、任務期間中の手当を支給されたりするなどの新しい項目が加わった。以上の変更点は、農村青年などの労働徴用を修正した「政府評議会第 82 号決議（1980/3/12）」に詳しく規定されている。

このような国家の開拓移民事業の転換には、北部デルタ農民が自発的に移住し、安心して定住し農業生産に専念するためには、家族の社会生活を総合的にサポートする体制を整えなければならないということ、そしてそのような基礎レベルの安定的で充足的な協働・共住集団がなければ新しい「共同性」は構築できないことを国家・中央政府がはっきりと認識したことが大きいと考えられる。

それでは、この時期の移住動向を概観しておこう。1981 年から 1990 年までの遠距離開拓移民人口は 58 万人以上に上り、その内北部から南部への移民が 1985 年までの 5 年間に 32 万 3,000 人、1990 年までの 10 年間で 45 万人に達し、全体の 8 割を占めた。南北統一直後の 1975-80 年期の北部から南部への移民が遠距離開拓移民人口全体の 3 割弱であったことと、また前述したように当時の移民は強制的な国营農林場での就労であったことなどから検討すると、その差異は明らかである⁽¹⁸⁾。

第2節 「新しい故郷」の建設を目指して－ハイフン省の事例

1. 地方のイニシアティブと中央-地方間の分担の明確化

中央レベルの開拓移民政策は全体の人口再配分計画と目標値の策定、開拓地の区画整備、そして国営農林場のインフラ整備などである。現実にどの省がどれくらいの人口をどの省から受け入れるかといった具体的な実施計画の策定についてはそれぞれの地方政府が責任を負った⁽¹⁹⁾。形式的な手続きとしては、送り出し省がイニシアティブを取って直接予定地を視察し、移住規模について受け入れ省と交渉し、合意した後、中央に提案する。中央レベルで批准されれば正式な計画として実施されるというプロセスを経過していた。

ここでは、送り出し側ハイフン省の開拓移民事業について概観しておきたい。南北統一後、ハイフン省の開拓民の移住先はクアンニン省など北部諸省の他、「友好または姉妹省(tinh ban, ket nghia)」⁽²⁰⁾と呼ばれる南部の人口稀少なザライ＝コントゥム、ロンアン、ドンナイ各省と関係を結んでいく。南北統一以降ハイフン省の開拓民を最も多く受け入れたザライ＝コントゥム省では、1970年代後半はこれまでみたように開拓民の大半が国営農場の建設に集中的に動員されたが、その多くが故郷に戻ってしまった。1980年以降から挙家移住による合作社建設が本格化する。

1980年初頭、ハイフン省が一人当たりの平均土地保有面積が3サオになるように算定すると36万人が余剰人口となり他出しなければならず、毎年の自然人口増加を考慮すると10年間に70万人を新経済区に移出させなければならなかった⁽²¹⁾。目標値が割り出されると、次は予定地の確定と区画計画である。ハイフン省では送り出しの前に、省の開拓移民事業の専門機関である新経済区委員会(ban kinh te moi)が県の開拓移民専門職員に委託し、現地視察を行う。そこでは主に、地質・気候・生態条件(特に水源の確保)など

に関して情報収集を行い、どの作物をどのような割合で栽培するのか、そのためにどのような技術が必要なのかを検討し、プロジェクトの作成に役立たせる。それと同時に居住区を造成し、開拓民の生活に必要な託児所、幼稚園、学校、診療所、売買合作社（売店）など福利厚生施設の規模チェックを行う。このように事前準備が完了すると、次に開拓移民の募集が開始される。県の専門職員が各合作社・行政村をくまなく巡り、説明会を開催する。そこで希望者を集めて現地の様子を詳細に説明し、質疑応答を行う。県職員は宣伝の中で、どのようなメリットがあるのか、どのような困難があるかを説明する。この説明会に参加し、ロンアン省に移住したある農民は、筆者のインタビューで「何が一番決め手で今の場所を選んだのか」という問いに、「水のあるところ」と答えている⁽²²⁾。そして期日を決めて申請が受け付けられる。それまでの反省から「自発的な申請」という原則が遵守されたようである⁽²³⁾。実際の移動は、移住先が乾季となる12月から3月の間に行われる。県職員は申請者全員の戸籍を現地の行政村、または開拓に合わせて新設されたばかりの行政村に移すなど、全ての行政手続きを代行する。その後、ハイフン省の新経済区建設委員会に報告された後、全てが完了する⁽²⁴⁾。

このように県が主体となって個々の開拓事業が実施されるが、その活動資金は1982年に設立された「新経済区建設基金(Quy xay dung vung kinh te moi)」から支出された。1982年の閣僚評議会決定14号によれば、組織的移住事業を行う省・県は新経済区建設基金を設立する権利を有するとされ、その事業資金を省・県民から広く徴収することが認められた。これを受けてハイフン省では、同年に人民委員会が決議を出し、人民評議会ですぐに可決された。この新経済区建設基金は、他にタイビン省やハーナムニン省など多くの開拓移民を排出している紅河デルタ農村の各省で徴収された。「人と財産を互いに分け合う」という方針の下、労働年齢にある全ての省民が負担することになった。農民は男女とも一律2キロ粃米、手工業者は2労働日分（修正後は1労働日分）、幹部公務員は1日労賃相当分、また商売人は一ヶ月の営業税の15%（同、市場価格による粃米2キロと4キロに区別）を納付すること

とされた。同基金の徴収業務は県が行い、基金の 8 割は省の開拓農民への補助金の財源となり、残りの 2 割は実務経費に充てられるとされた⁽²⁵⁾。

以上みたように、開拓移民事業がより具体的で明確になり、行政側もきめ細かい対応を行うようになるにつれて、次第に農民側も積極的に参加するようになっていったと考えられる。特に 1976 年から数年の国営農場への労働徴用の教訓は大きく、農民の活力を引き出すためには、まずは農民の要求を満たすことが先決であるということを経験したということであろう。その要求とは、一組の夫婦とその子どもを基本的構成要素とする家族が自発的に国家の公式ルートに沿って移住することを選択でき、全面的な国家のバックアップが保障されるということである。これは、まさに「国家と人民が共に行う」という方針の下「協同」関係を通して国家が社会の潜在力を引き出す第一歩になったと考えられる。

2. ハイフン省の 1980 年代

(1) 1980～83 年

CP95 号決定は施行直後からその効果が表れたわけではなかったようである。送り出し側のハイフン省では開拓民の配置を国営農林場から合作社建設へシフトさせる傾向が見られたが、1980 年代初頭の新合作社建設の状況は北部と南部では大きく異なっていた。

まず、北部のクアンニン省、ソンラー省への開拓移民事業は比較的順調に進んだ。その主な要因は移入先が全くの新開地ではなく、新たな投資・インフラ整備を必要としなかったため、すぐ生産に着手できる恵まれた環境にあったことである。また、ソンラー省の場合は既存の合作社への「編入」によって労働力を追加補充するだけでよかった。そのため、1976 年から 1981 年の統計では、ハイフン省からの開拓民を最も多く受け入れたクアンニン省では、13 合作社へ 2,510 世帯、18,099 労働、25,074 人が移住している。一方、同時期ソンラー省の 15 カ所の合作社へは 508 世帯、2,494 労働、4,546 人が

編入による開拓民として移住した。彼らが南部への開拓移民と大きく異なっていたのは、定着率の高さである。クアンニン省の場合、表3に見られるように、中国国境付近にある外島の3カ所の合作社を除く10カ所の合作社全体で8割が留まり続けた⁽²⁶⁾。1980年代に入っても高い定着傾向は続き、比較的近距離のため移動費用も節約できるなど極めて効果的であった。

表3 ハイフン省からクアンニン省内合作社への開拓移住状況（1976～1980年）

合作社名	開拓入植			帰郷			帰郷率
	世帯数	労働人数	全体人数	世帯数	労働人数	全体人数	
1) クアンハー県	1,237	2,710	6,304	259	532	1,314	20.9%
クアンタイン	110	244	532	5	12	26	4.5%
デムハー	234	490	1,150	79	175	412	33.8%
クアンタン	101	200	490	9	13	49	8.9%
クアンアン	94	213	489	2	3	9	2.1%
ズックイエン	119	301	743	32	65	119	26.9%
ダイヒン	146	322	727	17	32	87	11.6%
タンビン	280	599	1,382	55	105	300	19.6%
クアンロイ	59	125	306	59	125	306	100.0%
クアンビン	94	216	485	1	2	6	1.1%
2) テイエインエン県	82	189	424	15	30	56	18.3%
ドンハイ	82	189	424	15	30	56	18.3%
3) ホアンポー県(外島)	421			183			43.5%
ヴィエットフン	148			50			
トンニャット	138			33			
タンロン	135			100			
合計	1,740			457			26.3%

出典：[Ban kinh te moi tinh Hai Hung:1981]

一方、南部では、先ほど述べたように、政策の欠陥や実際の事業実施の不首尾など人為的な問題だけでなく、不慣れな土地での過酷な労働からくる疲労、そしてマラリアなどの疫病の蔓延、北部の気候風土と異なる非衛生的な生活環境など、より複合的な要因が絡んでいた。そのため、合作社を建設しても労働力不足のために集団化が進まず、土地の開墾は個人の力量に任され、肥料など生産財の使用や収穫分配も個人の手に委ねられる状態が続いた。1983年の時点では、1970年代に建設されたザライ＝コントゥム省の合作社が解体・人口流出の危機に瀕していた。しかも開拓民が勝手に森を切り開いて稲を栽培するなど、カオス的な状況が続いていた。また同時期に建設されたロンアン省やドンナイ省の国営農場も開墾しても生産できる土地に限られ、経営的にも赤字を抱えるような極めて困難な状況にあり、新合作社の建設もこの時期全く進まなかった⁽²⁷⁾。

表4 ハイフン省の開拓移民事業5カ年計画（1981-85年）

		1981年	1982年	1983年	1984年	1985年
当初の計画	世帯	1,550	3,200	5,000	9,000	11,250
	労働人数	3,100	6,400	10,000	18,000	22,500
	全体人数	7,750	16,000	29,000	22,500	56,000
下方修正後の計画	労働人数	3,100	2,000	2,400	3,000	3,300
	全体人数	7,750	4,100	6,000	7,500	7,350
実績	労働人数	2,150	406	1,595	3,095	3,454
	全体人数	4,484	753	2,599	6,049	6,129
	労働人数達成率	69%	21%	58%	103%	105%

出典：[Ban kinh te moi tinh Hai Hung:1981:13]および[So lao dong tinh Hai Hung:1986:3]

そのため、1980年以降の開拓移民計画は当初の予定から大幅に下方修正せざるをえなかった。表4は、1981年に作成された1981-1985年までの5年計画の見直しと、その実施実績を表している。ここからわかることは、1981年

から 1986 年の間に実現可能性を考慮した極めて現実的な計画に修正したにもかかわらず、1983 年まではその計画さえも達成することができない極めて困難な状況であったということである。

(2)1984～1990 年

表 4 に示されているように、1984 年以降の計画は目標を超過しており、ようやく開拓移民事業は全体的に好転した。この時期、開拓移民事業は、国営農林場への労働徴用（CP82 号決定）、新合作社建設（CP95 号決定）と既存合作社への編入（CP254 号決議）が極めてバランスよく活用されており、全体の 7 割を占める南部諸省への移住もダックラック省、ラムドン省、ソンバー各省など受け入れ先を新たに開拓している。

極めて深刻な状況にあったザライ＝コントゥム省の各合作社は生産活動も安定し、経営も軌道にのった。1984 年には、ナムザン合作社（ハイフン省ナムティン県の開拓農民によってマンザン県に建設された）の多くの農民が豊かな暮らしを手に入れたと報告されている。例えば、「開拓民のファム氏やナム氏は養豚や菜園など複合農業を行い、粳米 3～5 トンと 300 キロの豚肉を収穫し、チュパ県ヴァンイェン合作社のスエン氏やソン氏は食糧生産の他に、ジャックフルーツやコーヒー、パイナップルなどを栽培し、5～7 万ドンもの収入を得た」という成功例が数多く報告された。1985 年 10 月にハイフン省の担当者が訪れた際、開拓移民の生活水準は、余裕のある暮らしの世帯が 15%、十分食べていける暮らしの世帯が 65%、十分食べていけない暮らしの世帯が 20%を占めた⁽²⁸⁾。

1986 年以降もより一層南部諸省への長距離移住が加速するが、その移入先はフロンティアが減少して土地区画が困難になったザライ＝コントゥム省からダックラック省やロンアン省へ移行しており、開拓形式も新合作社建設が大半を占めるようになった。特にこの時期は、第 6 回党大会でドイモイ路線が提唱され、社会経済発展のために開拓移民政策をより強力に推進していくことが確認されている。そのため、表 5 に見られるように、1986 年から 1990

年までの5カ年計画では開拓移民人口を一気に30万人に拡大することが決定された。

表5 ハイフン省からの開拓移民事業計画（1986～1990年）

入植先(省)	労働人数	全体人数
クアンニン	5,000	12,500
ソンラー	1,000	2,500
ザライ = コントウム	30,000	75,000
ダックラック	52,000	130,000
ロンアン	32,000	80,000
合計	120,000	300,000

出典：[So lao dong tinh Hai Hung:1986:7]

3. 「新しい故郷」を創る試み

中央レベルの政策（指示・通達）では、これまで見たように、末端の生産単位を「家族」と措定し直したことで、農業開発に限定せず社会福祉分野も含めた総合的な地域開発へと方針を変更した。それに沿うように、地方レベルでも新たな変化が見られるようになった。1970年代までのハイフン省の開拓移民関係の報告書に登場する「新経済区」は「新しい基礎(co so moi)」と味気ない表現が使用されることが多かったが、1980年代に入ると「新しい故郷(que huong moi)」という極めて情緒的なフレーズが頻繁に使用されるようになったのである。国家による経営単位としての家族の公認と「新しい故郷」づくりはどのような関係にあるのであろうか。また、農民たちにどのように「新しい故郷」が受け入れられ、「根付いて」いったのだろうか。

一つの大きな要素は、国家が追認した挙家移住が農民の要求を満たすものであったということである。それは、いくら巨額の投資をして開拓移民事業を実施しても、故郷に逃げ帰られたり、別の場所に逃亡されたりしては、無

駄な損失が膨らむばかりであるという国家側のリスク軽減の思惑から推進された面もある。ただ、農民側にしてみれば、見知らぬ土地に一家の財産を全て整理して移住するのは極めて危険が高いという判断から、危険分散的な手段を取ることが多い。例えば、離村する際、年配の両親を郷里の村に残る他の兄弟家族に預けるが、暮らし向きが安定すれば親を呼び寄せて孫の面倒を見させる者も複数いた。逆に、若い子どもを里帰りの際に故郷の両親に預け、自身の宅地は売却せず親兄弟に管理させ、いずれ隠居すれば帰郷する予定の夫婦もいた⁽²⁹⁾。すなわち、条件次第で柔軟に対応できるよう、家族の生活向上の可能性を拡げる選択肢として主体的に開拓事業に参加し始めたのが、1980年代半ば以降である。一組の夫婦とその子どもを基本的構成要素とする家族が「新しい故郷」建設の担い手であったことはまちがいない。

それまでの教訓としてハイフン省の実務関係者の間ではっきり認識されたのは、上から数合わせで労働徴用すると、賭博や強盗などの前科があったり、非合法的な商売を目的としたりするなど、規定の基準に満たないやっかいなものが混じって移住先が安定せず、農民が新しい環境に「しっかりと深く根をはる (bat re sau)」ことができないということであった。そのため、そのような連中を選考基準からはじき、本来の目的に合致した基準を満たす世帯を自発的に申請させることが最も優先されるべきであると考えられたのである。それ故、党の政策に忠実で、リーダーシップを発揮でき、経済的なセンスもあり、開拓の困難を農民と共に克服できるような人格的にも優れた黨員をその家族とともに開拓事業の中核に据えなければならぬと考えられた⁽³⁰⁾。それは裏を返せば、それまでの党・合作社幹部がいかに信用されていなかったかを物語っている。

また1981年に全国で一斉に実施された生産物請負制も、より家族の意義を強めるとともに、デルタよりもはるかに広大な開墾地が分配されるというインセンティブを農民に与えることで、開拓事業をよりスムーズに展開させる要因となっていくといえよう。この時期の成功談も以下のように報告されている。

ザライ＝コントゥム省の12カ所の合作社では、最高10ヘクタールも開墾した家族もあり、ナムタイン県のタンホン合作社では161世帯365人が401ヘクタール（栽培面積317ヘクタール、その内稲作280ヘクタール）を開墾し、チャウザン県のタンチャック合作社では226世帯が400ヘクタール（栽培面積333ヘクタール、その内稲作200ヘクタール）を開墾し、同県タンサオ合作社では71世帯150人が150ヘクタール（栽培面積125ヘクタール、その内稲作80ヘクタール）を開墾した。同省12合作社（1046世帯、5260人）全体の栽培面積は1389ヘクタールに上り、世帯平均で1.32ヘクタール、その内稲作0.96ヘクタールも経営していた⁽³¹⁾。

このように当時のハイフン省1世帯あたりの経営面積3サオの10倍を超える土地を開拓地で入手できるという情報は、これから開拓移住を考える故郷の農民の決意を促す宣伝効果としては抜群の効果を発揮したと考えられる。

興味深いのは、生産物請負制施行以降、1980年代を通して開拓地では合作社建設と家族経営が同時進行したという事実である⁽³²⁾。事実上集団化が解体しても、なぜ合作社組織は紅河デルタで存続しつづけたのか、また開拓地においても新しい故郷と新合作社がセットで建設されたのだろうか。ここではその点について詳しく論じる十分なデータも持ち合わせていないので若干触れるだけにとどめるが、この時期の合作社規模の分離・縮小の動きと決して無関係ではないと考えられる。というのも、1970年代末までの社会主義大規模化によって形成された行政村レベルの合作社は完全に機能不全に陥り、農民からの建議により一斉に自然村レベルに分離・縮小され、その直後に生産物請負制が施行されている⁽³³⁾。つまり、自然村規模の合作社の復活と生産物請負制は、まさに「下からのイニシアティブ」によって実現されたのである。したがって、合作社は中央政府の政策を基層に貫徹させるための道具ではあったものの、同時に農民の利益を擁護する社会機能も合わせ持つという二面性（古田[1996:46-47]）ゆえに、その合作社の生命力が開拓地でも発揮されたのではないかと考えられる。開拓地に建設された新合作社は主に同じ県内の複数の農村から同時に入植した農民たちによって構成されたが、この相対

的な文化的同質性や相互に共感し合う心理的要素も新しい共同性を作り上げるのに強く作用していたと考えられる。国家の側も、合作社の二面性を巧みに利用することで、社会への政策貫徹力を強めようと努めていたと考えられる。ただ、1990年代に入ると、ハイフン省の開拓移民事業関連の報告書を見る限りでは、南部の開拓地での新合作社建設は中止され、行政の最末端組織であるアップ（集落）が代替していったたようである⁽³⁴⁾。

おわりに

これまでみてきたように、1980年代に拡大した開拓移民事業の「成功」の要因のひとつは、国家が社会の基本的構成要素である家族の意義を再発見し、その要求を受け止める能力を身につけたことである。この場合の社会の要求とは、挙家移住・生活支援を促進するための国家のバックアップである。1980年に実施されたCP95号決定による開拓移民政策の改革は、このような基層社会の要求を満たすことなしには政策が十全に実現しないという、これまでとは全く新しい認識を国家がもったことを示すものである。この認識は、国家と社会の関係という視点から見れば、下からの要求を上を吸い上げるということによって両者の「協同」関係が成立したことを意味している。従来の政策の最大の欠陥は、新開地に強制的に目標値通りの「主要労働力」で構成された開拓移民を送り込み、合作社や国営農林場を建設させて形式的に「共同生活」を営ませようとしても、決して農民は安心して農業生産に専念するわけではないということを国家が理解しなかったことに原因がある。多くの農民が逃亡した事実は、国家の思惑通りに新経済区が彼らの最終目的地とはならず、かえって国家や党そのものへの不信感や反逆心を育てる場として働き、国家政策に明らかに拒否を突きつける拠り所となったということをも物語っている。

このように 1980年代に入るとようやく国家が社会のニーズに合った環境

を整備することによって社会が自らの活力を発揮し始めるという回路が形成され始めた。1970年代末までに多くの帰還者を出した新経済区が開拓移民に「新しい故郷」として受け入れられるためには、生産効率のみを追求した個々バラバラの「主要労働力」の形式的な共同生活ではなく、再生産も含めた協働・共住集団である家族の意義を認め、そこからより大きな地縁集団・協同生活組織を支え上げていくプロセスが必要だったのである。1980年代の開拓移民事業に投影される「新しい故郷」の原風景は、家族が安心して生産に専念し、現地に深く根を張る姿である。そうして初めて国家は社会から信頼を得ることができるのである。この農業経営の充実・発展、その生産力の上昇の基盤となる家族の意義の重要性に対する国家の認識は、集団化の解体を意味する生産物請負制の実施へと確実に引き継がれていったと考えることができよう。

もう一つ開拓移民事業の成功の要因として挙げられるのは、省・県などの地方政府が中央政府の政策の単なる実施機関を超えて独自性を発揮し始めたことである。もともと地方自治はなく、中央政府の政策の上意下達機関としての性格が強く、実質的な権限や責任の所在があいまいであった地方政府の機能がより明確になったのもこの1980年代の大きな特徴といえよう。特に、中央から基層までの公式チャネルの実効化に貢献したのは、メソレベルにある地方政府のイニシアティブである。実体としての社会をほとんど把握し切れなかった中央政府に代わり、社会の関心やニーズを国家の政策決定過程の枠組みに反映させるために両者の利害調整に努めた地方の働きは、古田が述べる「強い国家」への志向の過程で現れてきた出来事であったと考えられる。その意味において、「強い国家」の萌芽が1980年代の開拓移民政策にすでに見られていたと解釈することができる。

以上、ドイモイ開始の1980年代は、北部デルタ農村の余剰労働力をひたすら拡散させることで人口の平準化に努めていた時代、すなわち「農業は離れず、農村を離れる」政策が推し進められていった時代だったといえよう。その後1990年代に入ると、フロンティアの消失に伴い国家主導の開拓移民事業

は徐々に縮小していくが、工業化・現代化政策を図る国家は「農業は離れるが農村は離れず」という方針を打ち出し、農村工業化と都市近郊の工業団地の造成によって農村人口の工業部門への吸収を促進しようと努めている。一方、かつての開拓地を目指して、またホーチミン市やハノイなどの大都市を目指して農民の自発的移動が急速に拡大している。新たな段階に入った国家と社会の関係については、また別稿に譲りたい。

〔注〕

- (1) 農業経営に関する政策は1980年代に段階的に変化してきた。1981年の党書記局100号指示（生産物請負制）と1988年の党政治局10号決議である。1981年の生産物請負制は、合作社の共有地を一定の期間農家に分配し、最終生産物（粃米）の収穫に責任を負わせ、請負ノルマを超過した分は農家の取り分とした。1988年の10号決議は、労働点数による労働評価・報酬分配を廃止し、制度的に集団経営を終わらせた。従って、集団化解体について実態面（土地分配による家族経営）を重視するか、制度面（労働点数制撤廃・国家の承認）を重視するかによって、ドイモイの契機に対する評価が異なってくる。本章においては農業のドイモイの契機を各農家への土地分配に求めて議論を展開している。なお、80年代から90年代に施行された一連の農業改革の流れを踏まえた上で生産物請負制をドイモイの契機とする主な先行研究として、本章で論じた古田とカークフリートの著作の他に、ベトナム農業経済研究者であるチュウ・ヴァン・ラム他の業績[Chu van Lam 1992]がある。チュウ・ヴァン・ラムは、集約化(hop tac hoa)を一般的に集団化(tap the hoa)と同義で使用するベトナム研究者が多い中で、両者を明確に区別して論じる数少ない論者である。一方、後者の立場をとるのは、主に村野[1996]、竹内[1999][2004]そしてファム・クアン・ミン[Pham Quang Minh 2004]である。後者の中には、農業集団化の解体の契機を一般的に合作社の解体に求めている論者もいるが、10号決議以降北部ベトナムにおいて全ての合作社が解体したわけではない。
- (2) ドイモイ以降の農民の自発的移民に焦点をあてた論文に Hardy [2003]がある。

ハーディの主な関心は、1990年代以降に顕在化した都市や中部高原などに自発的移動する農民の戸籍問題にある。「一時居留 tam tru」に関する法規については[岩井：2006]を参照のこと。

- (3) 吉沢南によれば、「国家や集団は農民の自立性を組み込むことによって、下からの活力を吸収し、より民主的に改変され、また個々の農民は国家や集団の要請に即応しつつ、より広い社会関係の中に自己の主張を積極的に位置づけ、そこを立脚点として人との結び付きを拡大することができるような関係」である(吉沢[1987:201])。
- (4) ベトナムの党・政府の文献に出てくる「国家」は、一般的に中央政府から行政村政府までの行政機関を全て含んだ用語である。
- (5) Ngan hang-Nong truong[銀行-農場][Cong Bao [広報]:7-11-1962]. 開拓移民の年配の両親が病気になり、診療所や病院で治療を受けた場合、入院費の減免も受けることができた。また、郷里に残された子どもが労働年齢に達した際、賦役は初年のみ、軍役は最初の3年間は免除された。Phu thu tuong[首相府][Cong Bao :8-5-1963].
- (6) 開墾合作社建設の費用は、送り出し側のチャウザン合作社が労働点数を現金によって換算し、全て工面した。第2チャウザン合作社建設の場合、1977年時点で1コンあたり1.2ドンとなり、配給米は一人当たり10キロと規定された。その他、移住者の財産を売却した際に生じた損失の穴埋めのためにチャウザン合作社は113,694ドンを支出している(Ban kinh te moi Ha Nam Ninh [ハーナムニン省新経済区委員会][1982:15])。
- (7) Lien bo Tai chinh-Nong truong-Y te[財政-農場-医療連省][Cong Bao:21-2-1962:59].
- (8) Ngan hang nha nuoc[国家銀行][Cong Bao:18-10-1961:584].
- (9) 大野によると、ロンアン省内の近距離開拓移民の場合、農繁期に合わせ出身村と開拓地との間を頻繁に往復する形態が1988年の入植直後から今日まで見られるという(大野[1998:37])。
- (10) 2006年8月ハイズオン(旧ハイフン)省ニンザン県ギアアン行政村での筆者

による聞き取り。特に、抗米救国戦争に子どもを出征させなかった家族の子弟に対する命令主義・強制は凄まじかったようである。

- (11) 「青年先鋒隊」はいわゆる徴兵義務の年齢に達しながらも入隊する条件を満たさない青年によって構成される。新経済区へ徴用される彼らに対する具体的な待遇措置については、1978年に発令された政府首相第460号指示に規定された(Hoi Dong Chinh phu[政府評議会][Cong Bao:15-3-1980:104-107])。
- (12) この時期、紅河デルタから南部への開拓移民人口は北部山岳丘陵地域への規模とほぼ同数で、まだそれほど大きな流れにはなっていなかった。顕著なのが南部域内移住の約30万人である(Centre for population and human resources studies [1993:20])。この南部域内移動は、ほとんどが旧サイゴンを含む東南部からメコンデルタへの移動である。これは戦時に膨れ上がった旧サイゴンの都市過剰労働人口と「反動分子」のメコンデルタ農村への強制送還など、極めて政治的意図で行われたものが主である(Pham Do Nhat Tan [1988:28])。
- (13) 労働人数と全体人数の累計が報告書に示された合計(それぞれ60,759人と74609人)と合致せず、それぞれ886人不足している。また、別の報告書によると、同5年間の集計は2,870世帯、1,5310人(5,755労働力)となり(Chi cuc di dan tinh Hai Duong[ハイズオン省移民支局[1997]]、かなり数字に開きがある。これは、ハイフン省がハイズオン省とフンイエン省に分離した後の移民当局のデータであるため、現ハイズオン省内のデータのみを集計した可能性があるが、報告書には明示されていない)。
- (14) 中越紛争の勃発により、クアンニン省に居住していた華人系住民の大半が国境を越えて中国側に逃れたため、その後ベトナム政府は紅河デルタ各省からの大規模な開拓移民事業を実施した。
- (15) Ban kinh te moi tinh Hai Hung[ハイフン省新経済区委員会][13-11-1981:7]。
- (16) Hoi dong Chinh phu[政府評議会][Cong Bao:31-3-1980:126-127]。
- (17) CP254号決定が生産物請負制の施行後に発布されていることははっきり分かるのは、「集団(合作社・生産集団)の名目または個別の名目で自己資金によって開拓移住する者に交付される土地は一定期間の免税措置を受けることができ

る」という規定である (Hoi dong Chinh phu[Cong Bao:30-6-1981]) .

- (18) 1980年代は省内の短距離移住も全体からみると増加しており、北部から南部への長距離・北部域内または南部域内の中距離移動と同時に進行していたことがわかる。北部山岳丘陵地域、東南部、メコンデルタの省内移動が特に多く、1976年から1990年の15年間でみるとそれぞれ61万人、61万4,000人と68万8,000人となっている (岩井[2006:102])。
- (19) 通常ベトナムの地方政府は、1) 省・中央直轄都市、2) 県・都市部の区、3) 社 (行政村)・市鎮 (小都市)・都市部の坊の3級である。各級レベルに人民委員会と人民評議会が置かれている。
- (20) 姉妹省は、主に北部の省がベトナム戦争時代に南部各省からの「集結」組を受け入れた際に結ばれた友好関係を指す。具体的には、南部の革命家の子弟を受け入れて、地域の学校に通わせたりすることで、家族同然につきあったという。
- (21) Ban kinh te moi tinh Hai Hung [1981:12].
- (22) 2006年8月ロンアン省ヴィンフン県カインフン行政村サイザン集落でのインタビューによる。この農民によると、何度も説明会に参加し、県職員からの説明は極めて具体的で詳細だったという。中部高原への入植を希望しなかったのは、水稲技術が活かさない不安からだったという。
- (23) Ban kinh te moi tinh Hai Hung [1981:16].
- (24) 2005年8月および2006年8月に筆者が行ったハイズオン省ニンタイン県開拓移民担当職員リエウ・ドゥック・トゥオン (Lieu Duc Tuong) 氏とのインタビューによる。トゥオン氏は約30年間専門スタッフとして事業実施にあたった。
- (25) 新経済区建設基金については以下の通り。中央レベルについては[Hoi dong bo truong[閣僚評議会]:1982]、ハイフン省については[UBND tinh Hai Hung[ハイフン省人民委員会]:1986]と後に修正条項を含む補足決定 [UBND tinh Hai Hung:1988] を参照のこと。
- (26) 唯一クアンロイ合作社のみが入植者全員が帰郷しているが、この原因については不明である。

- (27) So lao dong tinh Hai Hung[ハイフン省労働局][1983:2-3].
- (28) 同上 [1986:6].
- (29) 2006年8月にハイズオン省ニンザン県ドンスエン行政村およびギアアン行政村で行ったインタビューによる。
- (30) Ban kinh te moi Hai Hung [1981:10].
- (31) 同上 [1981:6].
- (32) 少なくとも10号決議施行後も、ハイフン省からザライ=コントゥム省やダックラック省など中部高原では入植した開拓農民、特に旧合作社幹部が率先して新合作社を建設し、同行した共産党幹部や・行政村幹部などによって共産党支部が合作社内に設立されたようである[So lao dong tinh Hai Hung-Chi cuc dieu dong Lao dong va dan cu 1988].
- (33) 筆者は以前、合作社の規模の変遷と行政組織との関係について考察し、行政村規模の合作社が生産物請負制施行前に自然村(1村または連村)レベルに縮小・分離したことを指摘した(岩井 [1999:66])。竹内はその時期を「10号決議」以降としている(竹内 [2004:195])。
- (34) ハイフン省の報告書によれば、1986年から1990年までの第4次5カ年計画に従い、ロンアン省のカンボジア国境に接する新経済区のヴィンフン県に2つの合作社を建設することが計画された[So lao dong tinh Hai Hung 1986:9-10]。そのうちの1カ所はカインフン行政村サイザン集落で建設が予定されていたと思われるが、同地に1990年に集団入植した農民への筆者の聞き取り(2005年8月)によると、実際には合作社は組織されなかったようである。

[参考文献]

<日本語文献>

出井富美[1989]「ベトナム南部における農業の集団化と農業生産」トラン・ヴァン・トゥ編『ベトナムの経済改革と対外経済関係』、日本経済研究センター、41-58.

岩井美佐紀[1999]「ドイモイ以降のベトナム農村コミュニティの再編-紅河デルタ村落

- コックティン合作社の自治機能をめぐって-』『アジア研究』第 45 巻第 1 号、61-100.
- [2006] 「組織的移住政策にみるベトナムの国家と社会の関係-紅河デルタから「新経済区」への開拓移住-」寺本実編『ドイモイ下ベトナムの「国家と社会」をめぐって』、アジア経済研究所、89-120.
- 大野美紀子[1998/11] 「メコンデルタにおけるドイモイ後の集団入植について-ロンアン省カインハウ行政村の事例より-」『南方文化』第 25 輯、17-39.
- 竹内郁雄[1999] 「ドイモイ下のベトナムの農業協同経営・協同組合運動試論」白石昌也・竹内郁雄編『ベトナムのドイモイの新展開』（研究双書 No. 494）、アジア経済研究所、249-296.
- [2004] 「ベトナムにおける市場経済化を伴う経済開発の考察-北部のムラ・村にみられる‘均等主義’の検討・評価を通じて-」石井暁恵・五島文雄編『国際経済参入期のベトナム』（研究双書 No. 540）、アジア経済研究所、167-219.
- 古田元夫[1996] 『ベトナムの現在』講談社。
- [2000] 「行政改革」白石昌也編著『ベトナムの国家機構』、明石書店、179-197.
- 村野勉[1996] 「ベトナム農業の刷新-成果と課題-」竹内郁雄・村野勉編『ベトナム市場経済化と経済開発』（研究双書 No. 462）、アジア経済研究所、47-74.
- 吉沢南[1987] 『個と共同性』、東京大学出版会。

<ベトナム語文献>

- Ban kinh te moi tinh Hai Hung[ハイフン省新経済区委員会][1981/11/13], So 62/KTM *Bao Caokiem diem tinh hinh viec thuc hien ke hoach 5 nam (1976-1980) ve cong tac van dong, to chuc nhan dan di xay dung phat trine vung kinh te moi va phuong huong nhiem vu ke hoach 5 nam (1981-1985) cua tinh Hai Hung* [ハイフン省の新経済区建設開発への人民の動員・組織化事業に関する 5 カ年計画 (1976-1980) 実施状況の点検報告および翌 5 カ年計画 (1981-1985) 任務方向].
- Chi cuc di dan tinh Hai Duong[ハイズオン省移民支局][1997], *Bao cao ket qua di dan nhung nam qua cua tinh Hai Duong va tac dong ve kinh te-xa hoi* [過去数年間のハイズオン省移民結果およびその経済社会的インパクトの報告].

Chu Van Lam (eds). [1992] *Hop Tac Hoa Nong Nghiep - Lich su - Van de - Trien Vong*
[農業集約化：歴史・問題・展望], Nha xuất bản Su That.

Hoi dong Bo truong[閣僚評議会][1982], *Quyết định số 14HDBT 8-2-1982 về việc lập
quỹ xây dựng vùng kinh tế mới* [新経済区建設基金設立に関する第14号決定].

Hoi Dong Chinh phu [政府評議会][1980/3/15], "Nghị Quyết số 82-CP ngày 12-3-1980
về điều động và tuyển dụng lao động vào làm việc tại nông trường, lâm trường
quốc doanh ở các vùng kinh tế mới" [各新経済区における国营農林場雇用のため
の労働力選徴発に関する1980年3月12日の第82CP議決], *Cong Bao* số 5[公報
5号].

----[1980/3/31] "Quyết định số 95-CP ngày 27-3-1980 về chính sách xây dựng các
vùng kinh tế mới" [各新経済区建設政策に関する1980年3月27日の第95号CP
決定], *Cong Bao* số 6.

----[1981/6/30] "Quyết định số 254-CP ngày 16-6-1981 bổ sung chính sách khuyến
kích khai hoang, phục hồi" [開墾・回復の促進政策の補足に関する1981年6月
16日CP254号決定], *Cong Bao* số 11.

Lien bo Tai chinh-Nong trường-Y tế[財政-農場-医療連省][1962/2/15], "Thông tư số
2-TTLB 16-1-1962 Quy định một số điểm cụ thể về công tác y tế phục vụ nhân
dân di khai hoang" [開墾人民に奉仕するための医療事業に関するいくつかの具体
的ポイントの規定1962年1月16日第2号TTLB通達], *Cong Bao* số 5.

Ngan hang nha nuoc[国家銀行][1961/10/18], "Chỉ thị số 247-TD/NT 23-9-1961 về việc
cho vay lương án sản xuất và khai hoang" [食糧、生産および開墾の貸し付けに
関する1961年9月23日第247号TD/NT指示], *Cong Bao* số 40.

Ngan hang-Nong trường[銀行-農場][1962/11/7], "Thông tư liên bộ LB-NH-NT ngày
13-10-1962 hướng dẫn thi hành quyết định số 59 TTg ngày 24-9-1962 của Thủ tướng
Chính phủ về cho vay khai hoang định cư" [開墾定住への貸し付けに関する政府
首相の1962年9月24日第59TTg決定の施行指導のための1962年10月13日の連
省通達], *Cong Bao* Số 42.

Pham Do Nhat Tan[1988], "Di dân và đầu tư trong di dân xây dựng các vùng kinh

te moi” [各新経済区建設移民における移民と投資], *Trung tam nghien cuu dan so va nguon lao dong trong Bo lao dong thuong binh va xa hoi* [労働・傷兵・社会保障省内人口・労働力研究センター], *Hoi Nghi Khoa Hoc ve Di Dan* [移民に関する学術会議].

Phu thu tuong [首相府][1963/5/8] “Thong tu So 31-TTS quy dinh bo sung ve chinh sach nhan dan khai hoang” [開墾人民政策に関する補足規定第 31TTg 通達], 24-4-1963, *Cong Bao* so 13.

So lao dong tinh Hai Hung [ハイフン省労働局][1983], So 109/LD *Bao cao mot so tinh hinh va huong chuyen dan di phat trien kinh te, xay dung cac vung que huong moi trong thoi gian toi* [経済開発および新しい故郷建設のための移民事業に関するいくつかの状況報告と次期方針].

---- [1986], *Bao cao cong tac dieu dong lao dong dan cu 5 nam 1981-1985, phuong huong nhiem vu 5 nam 1986-1990 va nam 1986* [5年間(1981-1985)労働・住居配置事業報告、翌5年間(1986-1990)と1986年の任務の方向性].

---- Chi cuc dieu dong lao dong - dan cu [(ハイフン省労働局内) 労働・住居調整支局][1988], *Bao cao tong ket cong tac to chuc dieu dong lao dong dan cu di xay dung vung kinh te moi nam 1987 va 6 thang dau nam 1988. Phuong huong nhiem vu cuoi nam 1988 va dau nam 1989* [1987年・1988年上半期新経済区建設のための労働・住居調整組織事業に関する総括報告および1988年下半期・1989年上半期の任務方向].

UBND tinh Hai Hung [ハイフン省人民委員会][1986], *Quyét dinh so 140 19-4-1986 ve viec lap lai quy xay dung vung kinh te moi* [新経済区建設基金建設に関する19/4/1986 140号決定].

---- [1988], *Quyét dinh so 371 25-6-1988 ve viec bo xung che do thu nop va quan ly quy xay dung vung kinh te moi* [新経済区基金の徴収・管理制度の補足に関する25/6/1988第371号決定].

< 英語文献 >

Centre for population and human resources studies[1993] *State of the Art Report on Spontaneous Migration in Vietnam*, MOLISA.

Hardy, Andrew[2003] “State Visions, Migrant Decisions: Population Movements since the End of the Vietnam War” , Hy Van Luong ed. *Postwar Vietnam - Dynamics of a Transforming Society*, Rowman & Littlefield Publishers.

Kerkvliet, Benedict Tria[2003] “Authorities and the People: An Analysis of State-Society Relation in Vietnam” , Hy Van Luong ed. *Postwar Vietnam - Dynamics of a Transforming Society*, Rowman & Littlefield Publishers.

---- [2005] *The Power of Everyday Politics: How Vietnamese Peasants Transformed National Policy*, Cornell Univ. press.

Pham Quang Minh [2004] “Caught in the Middle: Local Cadres in Hai Duong Province” , Kerkvliet and Marr eds. *Beyond Hanoi-Local Government in Vietnam*, ISEAS Singapore, pp.91-109.